

第二條 國債證券ノ買入銷却ヲ爲シタルトキハ大藏大臣ハ其ノ證券ノ種類番號總額及其ノ買入價格ヲ告示スヘシ
第三條 銷却ノ爲メニスル國債證券ノ買入ハ隨意契約ヲ以テ之ヲ爲スコト

(政府委員大藏次官法學博士男爵田尻稻次郎君演壇ニ登ル)
○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 議事日程ノ第一ニ上リマシタ國債證券買入
銷却法ヲ御紹介致シマスル、公債ヲ銷除致シマスルニ御承知ノ通ニ當籤法ト
云フモノトソレカラ買收法ト云フニシガナケレバナリマセヌガ所デ其是マ
デハ實地格別必要ノナイ所ヨリ買收ノ買入レテ償還ヲ致シマス法ト云フモ
ノハ設ケテアリマセズニ、重ニ抽籤デヤルト云フコトニナツテ居マシタデゴザ
イマス、ケレドモ戰後ハ御承知ノ通ニ國債モ餘程殖エルコトデアリマスシ、
且ソ又關係ガ一全體日本ノ關係ガ賃フナリマスカラ、此ノ件ノナレト云フ

コトヲ推定致サナクンバナリマセヌ、左様致シマスト公債ガ或ハ下落シテ當
籤デスルヨリカ、買入レタ方ガ豫算デ承諾ヲ得マシタ金額デ以テ多額ノ公債
ガ償還セラル、ト云フコトニ至リマセウカラ、彼是便宜デアリマスカラ、是マ
デ缺ケテ居マスル缺ヲ此法案デ補フ積デアリマスカラ、又詳細ノ事ハ種々御
質問等ニ應ジテ申上ゲマスガ、先づ大體ノ所ハサウ云フ仕組デアリマスカ
ラ、トウゾ十分ニ調査ヲ下サッテ本案ノ通過スルコトヲ望ミマス、ソレカラ起
立ノ序ニアリマスガ、其他澤山ノ法案ガ今日出テ居リマスガ、總テ孰モ此財
政ノ整理、戦後ノ經營ニ必要ナル法案デアリマスカラ、是等モトウゾ皆充分

○眞下町十郎君(二百四十一番) 少シ質問シタイコトガアリマス、此國債券買入銷却法デゴザリマスガ、元來今日此五分ノ利ト云フモノハ高利ノ分三屬アバソニ考ヘンダガ、此公債質客、云フミテ、乙ワ其買上

ミマスヤウニ者ヘハノテニサリマスガ、此公債價格ト云フモノハ之云其買上
ゲルト云フ場合デゴザリマスト云フト、詰リ此九十三圓トカ、九十五圓トカ
ニナルト云フコトハ最モ出來ナイト考ヘル、シテ見マスルト云フト、詰リ買
上ゲルト云フコトハナクシテ矢張是ハ抽籤ヲ以テ一天張リ其額ニ充ツルダケ
ノ銷却ヲ爲スト云フ政府ノ考デゴザリマスガ、是ガ一ツ、此軍事公債、整理
公債ト云フ如キモノガアル、此軍事公債整理公債ト云フモノハ五箇年据置
キ、五十箇年ノ銷却ト云フコトニナッテ居ルノデゴザリマスガ、此海軍公債
ト云フモノハ五箇年据置キ、三十箇年ノ銷却ト云フコトニナッテ居ル、年度度
ガ長ウゴザリマスレバ從シテ直段ガ高イト云フ有様ガ今日ハ見エル、海軍公
債ハ安クシテ軍事公債、整理公債ト云フモノハ高價ニ相成シテ居ルト云フ様
ガアル、サウ云フ事柄ガ詰リ人民間ニ於テ其約束ヲ以テ買入價格ハ極シテ居
ルト云フヤウナコトモアラウカニ思フガ、少モ差支ナク、是デ往ケルト云フ

○議長(楠本正隆君) 田尻稲次郎君

○政府委員大藏次官法學博士男爵田尻稻次郎君演壇ニ登ル
ノ了解致シタ所ニ御答ヲ致シマシテ、ソレデ又不足ガアリ、或ハ間違ツテ居マ
シタナラバ、モウ一應御質議ヲ受ケマシテ御答ヲスルコトニ致シマス、成ル程
今ノ整理公債或ハ軍事公債ト云フモノハ、海軍公債ヨリ少シ高ウゴザリマス
ガ、是ハドウモ其公債ノ小サイ額ハ市場ニ賣買ニハ餘り出マセヌ、ソレデ價
立ツ土臺ニナリマス、則チ立價ニナリマスノハ多ク巨額ノモノヲ以テヤリ

第三 償金特別會計法案(政府提出
(左)議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照

第一讀會

第一讀會
第三 債金特別會計法案(政府提出)
(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)
楠木正隆君
不吉君(八十二番) 委員ノ選舉ハ議長ノ指名ニ任セマス
楠本正隆君 吉木君ノ勸議議長指名ト云フコトニ……
異議ナシ 異議ナシト呼フ者アリ
讀會ヲ開キマス、本日モ議案ガ多數ニ涉リマスニ依ツテ皆朗讀ヲ省
楠木正隆君 然ラバ其事ニ決定致シマス、次ハ第三債金特別會計法

マスカラ、自然サウ云フヤウナ差ガ出テ參リマス、ソレカラ唯今ノ所デハ御承知ノ通五分デアリマシテ、容易ニ是ハ下ガルコトハアリマセヌ、併ナガラ是カラ餘程此公債モ募ツテ參ラナクンバナリマセヌシ、是カラ新シク出來マスル法律ハ御承知ノ通五分以下デ募ルト云フコトニ致シテアリマシテ、極市場ノ景況ガ宜クアリマスレバ、或ハ五分以下四分トカ四分半トカデ募ルコトガ出來ヤウト思ヒマス、サウ致シマスルト此戦後ノ膨脹シタル日本デアリマスカラ、又是ガ安クナルト云フヤウナコトガ此前ヨリ一戦爭前ヨリカ餘程其市場ニ狂ヒノ出ルコトガ多カラウ、其時ニハドウシテモ此買收ノ方デ往ク方ガ都合ガ宜シウゴザイマスカラ、第一條第二項ニモ書イテアルガ、額面ヲ超過スルト云フトキハ此法律ハ逆モ働クヨトハ出來ナイ、其時ハ御説ノ通抽籤スルヨリ致方ガナイ(眞下珂十郎君)抽籤スルノデアリマスナ「ト呼フ」左様抽籤モ用ヒマス、之ヲ用ヒマス時ハ價格ノ下ガリマシタ都合ノ好イ時ニ致ス、斯ウ云フ譯デアリマス

○吉本榮吉君(八十二番)委員ノ選舉ハ議長ノ指名ニ任セマス
○議長(楠本正隆君)吉本君ノ勧議議長指名ト云フコトニシテ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

第一條 償金及其ノ利子ハ一般ノ歳入歳出ト區分シ特別ノ會計ヲ設置ス
第二條 償金ハ金銀地金及有價證券ヲ以テ之ヲ保有スルコトヲ得此ノ場合

第一條 償金特別會計法
第二條 償金ハ金銀地金及有價證券ヲ以テ之ヲ保有スルコトヲ得此ノ場合
ニ於テハ日本銀行ヲシテ其ノ交換ヲ取扱ハシム
前項ノ交換ヨリ生スル差増減ハ本會計ノ歲入出三屬スルモノトス
第三條 國庫内現金融通ノ爲メ國庫ヨリハ償金ノ金地金ヲ以テ日本銀行ヨ
リハ之ニ相當スル兌換銀行券ヲ以テ相互間ニ貸借勘定ヲ組成スルコトヲ
得此ノ場合ニ於ケル利子ノ割合ハ大藏大臣之ヲ定ム
前項ノ金地金ハ日本銀行ニ於テ兌換銀行券ノ準備ニ供スヘキモノトス
第四條 政府ハ毎年償金特別會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫
算ト共ニ帝國議會ニ提出スヘン
○中村克昌君(百七十一番)此償金特別會計法ニ就イテ關係ヲ致シテ居リマ
スカラ、政府委員ニ一寸質疑ヲ要シマス、既ニ此領收濟ニナツテ居ル償金デ
アリマス、則チ馬關條約ノ結果ニ依リマシテ第一ニ拂込ニナツタ償金及此項
遼東還付ニ就イテ取りマシタ所ノ償金、此二ツノ金ハ爾來如何ナル方法ニ
テ保管シテ居ルコトニナツテ居リマスカ、此事ニ就イテ一應承リタイト

○政府委員大藏省主計局長松尾臣善君演壇ニ登ル
（政府委員大藏省主計局長松尾臣善君演壇ニ登ル）
保管シテ居ルカト云フ御尋ネ、是ハ英吉利ニ於キマシテハ英蘭銀行ニ當座預
ケニ致シテ居リマス

○議長(楠本正隆君) 次ハ第四、委員ノ選舉ニ移リマス

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○吉本榮吉君(八十二番) 是モ前同様議長指名

○議長(楠本正隆君) 該案ヲ前委員ニ附託スベシト云フ吉本榮吉君ノ動議

○議長(楠本正隆君) 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(楠本正隆君) 御異議ナシト認メマス、次ハ第五臨時軍事費特別會計ニ關スル法律案

第五 臨時軍事費特別會計ニ關スル法律

第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

第一條 臨時軍事費特別會計ハ明治二十九年三月三十日ヲ以テ終結ス

第二條 臨時軍事費特別會計年度所屬ノ歳入歳出ノ出納ニ關スル事務ハ明

治三十年三月三十日マテニ悉く完結スヘシ

第三條 臨時軍事費ノ支辨ニ屬スル工事製造等ノ事業ニシテ明治二十九年

三月三十一日マテニ經費ノ支出ヲ終ラサルモノハ其ノ支出未済ノ豫算額

第四條 臨時軍事費ノ支辨ニ屬スル諸費ニシテ既ニ契約ヲ爲シ若クハ支出

スヘキ債務確定シ明治二十九年三月三十日マテニ經費ノ支出ヲ終ラサ

ルモノハ其ノ支出未済ノ豫算額ヲ一般會計ニ移シテ使用スルコトヲ得

第五條 臨時軍事費特別會計ニ於テ歲計ニ剩餘アルトキハ一般會計ノ歳入

ニ繰入ルヘシ

○議長(楠本正隆君) 該案ハ別ニ政府委員ニ向シテ御好ガナカラヌケレバ說

明ヲ致シマセヌ、次ハ第六、委員選舉ニ移リマス

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○吉本榮吉君(八十二番) 是モ前ト同委員ニ付託スヘシトニ致シタイ

○議長(楠本正隆君) 該案モ前委員ニ付託スヘシト云フ吉本君ノ動議デゴザ

リマス

○議長(楠本正隆君) 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(楠本正隆君) 是モ御異議ナシト認メマス——次ハ第七造船材料資金

增加ニ關スル法律案ノ一讀會ヲ開キマス

第七 鎮守府造船材料資金増加ニ關スル法律案

第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

明治二十九年度ヨリ漸次ニ金百四十五萬五千五百三十四圓二十八錢四厘ヲ

鎮守府造船材料資金ニ増加ス

○政府委員(男爵伊藤雋吉君) 本年提出致シマシタ鎮守府造船材料資金ノ法

律案ニ就キマシテ説明ヲ致シマス、此ハ理由書ニテ書イテゴザイマス通ニ略、

御分リデアリマセウト思ヒマスケレドモ、尙ホ一應説明ヲ致シテ置キマス、

此造船材料資金ト申シマスルモノハ年々ノ豫算ニモ出テ居リマスルモノノデア

リマシテ、其性質ハ疾クニ御存シト存ジマス、全ク此必要ト申シマスルモノ

衆議院議事速記録第七號 明治二十九年一月十四日

臨時軍事費特別會計ニ關スル法律案、鎮守府造船材料資金増加ニ關スル法律案、官設鐵道用品資金ヨリ買入ル、トキ前金拂概算渡ニ關スル法律案、各第一讀會

ハ此軍艦其他船體一般ノ重ナル修理ニ必要ナルモノデアリマスル、御存シノ如ク軍艦其他ガ破損ヲ致シマスルト、速ニソレヲ修理ヲ加ヘマシテ用ニ立テナケレバナリマセヌ、其時ニ及シテ其材料ト申シマスルモノハ船ニデ色ニ異ナシテ居リマスル、寸法、厚サ、總テ船ニデ異ナシテ居リマス、之ヲ修理スルニ當ツテ内地デ求メマセウト致シマシテモ、今日ノ所デハ逆モ急場ニ間ニ合フモノデハゴザイマセヌ、故ニ皆海外ヘソレノ寸法ノ異ナルモノヲ豫テ注文ヲ致シテ置キマシタ、ソレヲ取寄セテ倉庫ニ貯ヘ置キマス、ソレヲ以テ不時ノ修理ニ充テマスル目的デアリマス、現ニ一昨年以來ノ事件ニ就キマシテモ、幸ニシテ我艦ニ於キマシテハ左程ノ急場ノ修理ガ格外ニゴザイマセヌ故ニ、先づ是迄材料ヲ貯ヘテ居リマシタモノデ、實ハ幸ニシテ間ニ合ヒマシタ譯デアリマスルケレドモ、今後ハ追々艦船モ殖エマスルシ、又前年ノ轍ヲ履ンデ万ーフ僕伴スルコトハ決シテ相成ラヌコトデゴザイマスルカラ、故ニ唯今マデアリマスル所ノ百三十二万餘圓ノ資本金ノ上ニ、尙ホ殆ド是ト同額ナル額ヲ即チ百四十五万五千五百三十二四圓一千八錢四厘ト云フモノヲ増シマシテ、ソレヲ以テ準備材料ヲ調べテ置キマシテ、不時ノ焦眉ノ急ヲ救ハウト云フ目的デゴザイマス、理由書ニモゴザイマスル通、分ツクコトデハアリマスルケレドモ、何卒速ニ此法律案ノ成立致シマスコトヲ希望致シマス

○議長(楠本正隆君) 次ハ第八、委員ノ選舉ノ件ニ移リマス

○恒松隆慶君(五十番) 第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○吉本榮吉君(八十二番) 是ハ更ニ九名ノ委員ヲ議長指名ニ致シタイト思ロ

○議長(楠本正隆君) 九名ノ委員ヲ議長ニ於テ指名スベシト云フ吉本君ノ動議、御異議ナクバ其通ニ決シマス

(賛成々々ト呼フ者アリ)

○恒松隆慶君(五十番) 第九 官設鐵道用品資金増加法律案(政府提出)

○吉本榮吉君(八十二番) 是ハ更ニ九名ノ委員ヲ議長指名ニ致シタイト思ロ

○議長(楠本正隆君) 次ハ第九官設鐵道用品資金増加法律案、是ハ第十一

付託シタイト云フ希望ヲ持シテ居リマス、故ニ政府委員ニ於キマシテモ此際同時ニ説明セラレントラ望ミマス

○議長(楠本正隆君) 次ハ第九官設鐵道用品資金増加法律案、是ハ第十一

付託シタイト云フ希望ヲ持シテ居リマス、故ニ政府委員ニ於キマシテモ此際同時ニ説明セラレントラ望ミマス

○議長(楠本正隆君) 次ハ第九官設鐵道用品資金増加法律案、是ハ第十一

付託シタイト云フ希望ヲ持シテ居リマス、故ニ政府委員ニ於キマシテモ此際同時ニ説明セラレントラ望ミマス

○議長(楠本正隆君) 次ハ第九官設鐵道用品資金増加法律案、是ハ第十一

付託シタイト云フ希望ヲ持シテ居リマス、故ニ政府委員ニ於キマシテモ此際同時ニ説明セラレントラ望ミマス

○議長(楠本正隆君) 然ラバ一括シテ議題ニ供シマス、遞信大臣白根君

第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

明治二十九年度ニ於テ官設鐵道用品資金ニ金二十五萬圓ヲ増加ス

官設鐵道用品ヲ官設鐵道用品資金ニ金二十五萬圓ヲ増加ス

孰モ官設鐵道用品ノ資金ニ關スル法デゴザイマシテ、一ハ資金ノ金額ヲ増

第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

明治二十九年度ニ於テ官設鐵道用品資金ニ金二十五萬圓ヲ増加ス

官設鐵道用品ヲ官設鐵道用品資金ニ金二十五萬圓ヲ増加ス

孰モ官設鐵道用品ノ資金ニ關スル法デゴザイマシテ、一ハ資金ノ金額ヲ増

加シテ現行法ニ於キマシテハ百八十萬圓アリマスルノヲ二十万——二十五萬圓増ス、又一ハ會計上圓滑ヲ保ツタメニ前金並ニ概算渡ヲ致スノ法ヲ設ケルト云フノデアリマス、何故ニ金額ヲ増スカト申シマスルト鐵道ノ運輸上ハ日々ニ繁盛ヲ來タシマスルシ、又建築落成ニ就イテハ營業ヲ開始シテ其線路モ延長ヲ致シマスルシ、從ツテ其運輸ト建築トニ要シマスル材料ハ皆此資金ヨリ一用品資金カラ築造シ、又ハ製作、改作、修理等ヲ加ヘマシテこちらへ求メ來テ、之ヲ用便ヲ致スモノデアリマスルカラ、故ニ是マテノ百八十萬圓デハ其元金ガ不足ヲ致シマスルカラ、已ムヲ得ズル繁盛ヲ來タシタニ就イテハ矢張ソレニ應ズルダケノモノヲ出サナケレバナリマセヌカラ、茲ニ於テ増スト云フ必要ヲ生ジマスル、又一方ニハ其資金ヲ増シタノミニシテモ、或ハ缺乏ヲ告ゲ、迎モ十分ニハ往キマスマイト考ヘマス、故ニ此前金拂概算渡ト云フコトノ法ヲ補ヒマシテ、相須ツテ此會計ヲシテ圓滑ナラシメテ、宜シク需用スルモノニ應ジテ、サウシテ差支ノナイヤウニシタイト云フノガ、此兩法案ノ眼目デアリマス、別段長イ理由モ持ツテ居リマセヌカラ、ワレダケヲ簡単ニ陳述致シテ置キマス

○議長(楠本正隆君) 次ハ右議案ニ關スル委員ノ選舉ニ移リマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

第十、第十二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○吉本榮吉君(八十一番) 此鐵道ニ關シテハ議院ヨリノ提出案モ後トニアリマス、是ハ皆合セテ之ニ付託シタイトイ思ヒマスカラ、十八名ノ委員ヲ議長ノ指名ニ致シタイトイ考デアリマス

○議長(楠本正隆君) 十八名ノ委員ヲ議長ノ指名ニテ舉ゲルト云フ吉本君ノ動議

○議長(楠本正隆君) 次ハ右議案ニ關スル委員ノ選舉ニ移リマス

第十三 明治二十七年法律第六號鐵道比較線路決 定ニ關スル法律中改正法律案(政府提出)

第十五 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出)

第一讀會 第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

明治二十七年法律第六號鐵道比較線路決定ニ關スル法律中東京府下八王子ヲ「神奈川縣下神奈川」ニ改ム

明治二十五年法律第四號鐵道敷設法中左ノ通改正ス

第二條中央線第一項ノ線路中「神奈川縣下八王子」ヲ「神奈川縣下神奈川」ニ改ム

同條中央線及北陸線ノ連絡線ヲ左ノ通り改ム

一岐阜縣下多治見ヨリ岐阜ニ至ル鐵道

一前項ノ線路ヨリ分岐シ若クハ長野縣下松本ヨリ岐阜縣下高山ヲ經テ富山縣下富山ニ至ル鐵道

第七條第一項ノ線路中「神奈川縣下八王子」ヲ「神奈川縣下神奈川」ニ改ム

第九條中「金六千萬圓」ヲ「金六千八百萬圓」ニ改ム

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

(遞信大臣白根專一君演壇ニ登ル)

○遞信大臣(白根專一君) 此兩法案ニ依ツテ説明ヲ致シテ置キマスガ、斯ノ如ク改正ヲ要シマスルノハ、中央線ヲ延長シテ神奈川ヲ起點トスルト云フノト、多治見ヨリ岐阜ニ至ルト云フ線路ヲ豫定線路中ニ加ヘルト云フコトデアリマス、又公債金額ヲ増加セントスルノデアリマス、簡單ニ其理由ヲ述べマスルト、中央線ノ方ハ西端即チ名古屋ニ至リマシテハ既成官設鐵道ニ接續ヲ致シマスルシ、從ツテ東端ノ八王子ニ至ルモノト見マスレバ官設鐵道ニ接續ヲトスルト云フコトガ出來マセヌ、寧ロ西ハ名古屋ヨリ東ハ神奈川ヨリ接續ヲ致シマスルト云フ必要ガ生ジテ來マスル、ナゼト申シマスルニ、凡ツ中央線ノ如キモノヲ一定ノ管理デ持チマスルト云フコトハ、頗ル營業上ニ於テモ便利ヲ與ヘ、又營業開始前即チ建築ノコトニ就キマシテモ甚ダ宣シキ便利ヲ與ヘマス、若モ斯ノ如キ結構ヲ以テ東端カラ西端ニ及ブモノヲ一ノ管理者ガ之ヲ有シテ置カヌト云フコトニナリマスルト、將來甚ダ差支ヲ生ズルノミナラズ、建築上ニ於テモ容易ナラヌ差響ヲ生ジマスルコトデゴザイマスル、ソレカラ多治見ヨリ岐阜ニ至リマスルノハ、是ハ縱貫幹線ノ效用ヲシテ全カラシムルノ利アル譯デアリマシテ、即チ一ノ捷路ヲ取テ其岐阜ニ達セシムルト云フダケニ過ギマセヌ、次ハ此公債ノ募集金額ヲ六千万圓ヲ六千八百万圓ト致シマシテ、即チ現行法ノ六千万圓ノ外、八百万圓ヲ増加致シタト云フ譯ニナリマス、是ハ第一期線ノ實測上ノ結果ニ依リマシテ、斯ノ如ク増加ヲ致ス譯デアリマスル、是レ亦止ムヲ得ヌ所ノ増加デアリマシテ、此増加ノ金額ヲ加ヘマシテ乃チ起工ニ着手ヲシ、又進行ヲ致シ而シテ營業ヲ開クト云フノ結果ヲ結ブト云フコトニナリマスル、宜シク御贊成ヲ願フ譯デゴザイマスバ、八王子神奈川間ノ鐵道ニ就キマシテハ建設ガ致シタイト云フコトニ就キマシテ一應質問ヲ致シマス、此議案ニゴザイマスル理由書竝ニ唯今ノ御説明ニ依リマスルト、既設ノ鐵道ニ聯絡スルト云フノハ必要ト云フヤウニ承リマシタ、既ニ中央線ヲ定メマスルト云フコトハ兩三年前ニ極メマシタコトデアリマシテ、其當時既ニ此必要ハ分ツテ居ルコトデアル、聞ク所ニ依リマスレバ、八王子神奈川間ノ鐵道ニ就キマシテハ建設ガ致シタイト云フ出願が出て居ルヤウニ承ツテ居ル、此時ニ當ツテ私設ニ許可ヲセヌデ、急ニ政府ハ八王子ヲ改メテ神奈川トスルト云フコトハ、唯今御説明ノ理由ニ過ギシテ、別ニ軍事上必要ト云フヤウナコトハナインデアリマセウカ、唯官線ニ連絡スルト云フノガ即チ此變更ヲスルノ理由デゴザイマスルカ、之ヲ一ノ理由トスルハ、誠ニ政府ハ疾クニ知レ切ツタコトヲ此度急ニスル云フ變更ヲシテ設計サレタト云フコトハ、誠ニ輕忽ト本員ハ信ジマス、果シテ其理由デアルカ、軍事上ハ別ニシテ唯官設鐵道——既設鐵道ニ聯絡スルト云フノが必要ト云フダケデアリマスカ、此事ヲ一應承リタイトイ思ヒマス

(遞信省鐵道局長工學博士松本莊一郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(松本莊一郎君) 唯今ノ中村君ノ御問ニ御答ヲ致シマスルガ、此ヤ否ヤト云フノ御問デアリマスガ、是ハ軍事ノ當局者ノ方ノ考ヲ聞イテ見マスルニ、矢張軍事上ニモ官設線ト接續サセルコトハ頗ル必要ナル趣ニ承知致シテ居リマスガ、尙ホ其當局者ノ方ノ政府委員カラ何レ委員會等ニ於キマシテ能ク説明ヲ致スデゴザイマセウ、ガ第二ノナゼ最初ヨリ是ハ分ツタモノヲ述ニ思立ツタラウカト云フ御問ニ對シマシテハ、御承知ノ通最初ノ敷設法ニハ中央線ニモ比較線ガゴザイマス、若シ御駿場ヨリ達スルモノヲ取ラレマスナラバ、無論是ハ矢張既設ノ官設線カラ出テ參ルノデアリマス、其後比較線ガ決定致シマシテ八王子ヲ起點トスルト云フ方ニ一旦決シマシタケレドモ、

第十八條 此ノ法律ハ明治二十九年十月一日ヨリ施行ス

造船獎勵法

第一條 帝國臣民又ハ帝國臣民ノミヲ社員若クハ株主トスル商事會社ニシテ遞信大臣ノ定ムル資格ヲ備フル造船所ヲ設ケ船舶ヲ製造スル者ニハ此

ノ法律ノ規程ニ依リ其ノ製造船舶ニ對シ造船獎勵金ヲ下付ス

第二條 此ノ法律ニ依リ造船獎勵金ヲ受クヘキ船舶ハ鐵製又ハ鋼製ニシテ總噸數一千噸以上ヲ有シ遞信大臣ノ定ムル造船規程ニ從ヒ其ノ監督ヲ受

ケ製造シタルモノニ限ルモ亦同シ

第三條 造船獎勵金ハ船體總噸數一噸ニ付金二十圓ヲ支給シ其ノ機關ヲ併セ製造シタル場合ニハ一實馬力ニ付金五圓ヲ增給ス但帝國內ノ他ノ工場

ニ於テ機關ヲ製造セシメタルトキト雖豫メ遞信大臣ノ許可ヲ得タルトキ

第四條 造船獎勵金ヲ受クヘキ船舶ノ船體及機關ニハ遞信大臣ノ定ムル規程ニ依ルノ外外國製品ヲ供用スルコトヲ得ス

第五條 詐偽ノ所爲ヲ以テ造船獎勵金ヲ受ケタル者ハ一年以上五年以下ノ禁錮ニ處シ二百圓以上千圓以下ノ罰金ヲ附加ス其ノ因テ得タル造船獎勵金ハ之ヲ償還セシム

前項ノ罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ刑法未遂犯罪ノ例ニ依リ處斷ス

第六條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法數罪俱發ノ例ヲ用井ス

第七條 前二條ノ罰則ハ商事會社ニ在テハ其ノ所爲ヲ爲シタル業務擔當ノ任アル社員若クハ取締役ニ之ヲ適用ス

第八條 此ノ法律ハ明治二十九年十月一日ヨリ二十箇年間之ヲ施行ス

○遞信大臣(白根專一君) 議長

(遞信大臣白根專一君演廈ニ登ル)

○遞信大臣(白根專一君) 遷信大臣白根專一君

マシタ航路擴張ノ建議デアリマスガ、是ハ政府ハ喜デ此建議ヲ迎ヘマシテ即

チ航海獎勵法案ヲ提出致シタ譯デゴザリマス、而シテ其本案ノ大綱ニ於キマシテハ、彼ノ建議ノ趣旨ト全ク同一デアリマシテ、更ニ茲ニ喋々ヲ要スルコトハアリマセヌ、サリナガラ航海獎勵ノ事タルヤ帝國海運上ニ取りマシテハ

實ニ創始ノ事ニ係リマスルカラ、今一言ヲ費シマシテ諸君ノ清聽ヲ煩サウト考ヘマスル、帝國海運ノ事業ハ漸次發達致シマシテ、今ヤ前途甚ダ多望ナルシテハ、彼ノ建議ノ趣旨ト全ク同一デアリマシテ、更ニ茲ニ喋々ヲ要スルコ

トハ最上ナル地位ヲ占メ、又國民ノ思想ハ海運上ニ於テ最重キヲ置キマシテ、之ニ傾注スル趨勢デアリマスル、是レ全ク今日ノ如ク將來海運上ニ多

望ナル所ノ大原因ト確信致シテ居リマスル、海運上ノ事ニ就イテ凡ツ前ニ溯

境遇ニ際會致シテ居リマスル、是レ要スルニ、帝國ノ地形ガ海運上ニ於キマシテハ、最上ナル地位ヲ占メ、又國民ノ思想ハ海運上ニ於テ最重キヲ置キマシ

テ、是レ全ク今日ノ如ク將來海運上ニ多

望ナル所ノ大原因ト確信致シテ居リマスル、海運上ノ事ニ就イテ凡ツ前ニ溯

境遇ニ際會致シテ居リマスル、是レ要スルニ、帝國ノ地形ガ海運上ニ於キマシテハ、最上ナル地位ヲ占メ、又國民ノ思想ハ海運上ニ於テ最重キヲ置キマシ

テ、是レ全ク今日ノ如ク將來海運上ニ多

望ナル所ノ大原因ト確信致シテ居リマスル、海運上ノ事ニ就イテ凡ツ前ニ溯

境遇ニ際會致シテ居リマスル、是レ要スルニ、帝國ノ地形ガ海運上ニ於キマシテハ、最上ナル地位ヲ占メ、又國民ノ思想ハ海運上ニ於テ最重キヲ置キマシ

テ、是レ全ク今日ノ如ク將來海運上ニ多

望ナル所ノ大原因ト確信致シテ居リマスル、海運上ノ事ニ就イテ凡ツ前ニ溯

境遇ニ際會致シテ居リマスル、是レ要スルニ、帝國ノ地形ガ海運上ニ於キマシテハ、最上ナル地位ヲ占メ、又國民ノ思想ハ海運上ニ於テ最重キヲ置キマシ

テ、是レ全ク今日ノ如ク將來海運上ニ多

登簿噸數ハ二十一萬四千八百一十六噸ト云フヤウニトント船舶ノ數モ増シマスレバ、噸數モ大ニ増加ヲ致シテ來マシテ、誠ニ賴モシキ狀況デアリマスル、當初我海運ノ未ダ其緒ニ付キマセヌ時分ニハ如何ナル有様デゴザイマシテ、又内ニアラズシテ外ニ在ルト云フ譯デアリマシテ、實ニ惑ムベキ狀況デアリマシタ、此時ニ於テハ殆ド沿海ノ航業權スラ實ニ怒濤狂瀾ノ中ニ埋沒致シテ誠ニ殘念極マル次第アリマスル、此時ニ於キマシテ政府ハ沿海航業ノ事ニ就イテハ歩フ獎勵ノ策ニ執リマシテ、或ハ二菱會社、共同運輸會社ニ特別助成金ヲ與ヘマシテ、又續イテ日本郵船會社、大阪商船會社等ニ補助金ヲ與ヘマシテ、拮据經營、一般航業上ニ於キマシテモ海運上ニ忽ニスベカラズ、帝國ニ於テハ大ニ之ヲ以テ一大目的トシテ各國ノ間ニ竝立センニハナラヌト云フ所ノ意志が增進致シテ來マシタカラ、誠ニ宜シキ場合ニナリマシタ時、恰モ日清ノ事件ガ起リマシテ、此日清ノ事件ノタメニハ一時總噸數二十三万ト云フ商船ヲ軍用ノタメニ供セラレマシタソレ故ニ沿海ノ航業ハ自然滯塞ヲ來シマシテ、物價ハ騰貴ヲ致シ、又運輸ハ塞ガリ、斯ウ云フ有様テアリマシテ之ガタメニ經濟社會ニ於キマシテモ一大變狀ヲ現ハサントスルノ状況デアリマシタガ、幸ナルカナ航海ニ從事スル營業者ハ能ク船舶ノ操縱聚散ヲ致シヌガ、外ニ對シテハ如何ナル點マデ達シテ居ルヤ否ヤ否ヤト云フコトヲ攻究シスルト云フヤウナコトハゴザイマセヌ、ノミナラズ又再ビ將ニ來タル所ノ彼ノ怒濤狂瀾ヲ止メマシタ云フモノハ、實ニ國家ノ大幸デ誠ニ悅バシニコトデアリマス、然ルニ帝國海運上ニ於キマシテ先ヅ内顧ノ憂ハ前日ノ通アリマセヌガ、外ニ對シテハ如何ナル點マデ達シテ居ルヤ否ヤ否ヤト云フコトヲ攻究シスルト云フヤウナコトハゴザイマセヌ、ノミナラズ又再ビ將ニ來タル所ノ彼ノ怒濤狂瀾ヲ止メマシタ云フモノハ、實ニ國家ノ大幸デ誠ニ悅バシニコトデアリマス、然ルニ帝國各港ニ出入シマスル貿易船ノ噸數ト申シマスルモノハ、外國船ガ八十八ニ對シ、我船舶ハ十二ニ過ギマセヌ、又其貿易船ニ搭載致シマスル所ノ物貨ノ數ハ如何デアルカト申シマスルト、外國船ハ九十二對シ、我船舶ハ十二過ギマセヌ、而シテ明治二十七年間ノ運賃ヲ總計シマスルト總額二千五百十二萬圓テアリマスル、其内ノ二千零二十七万圓ト云フモノハ、外國船ガ此取得スル所デアリマシテ、帝國ノ船舶ハ實ニ十七分ノ一二過ギマス、此一例ヲ以テ見マシテモ、海外ノ航路ニ向ツテ此獎勵ヲ行ヒマシテ漸次發達ヲ期スルト云フコトハ、勿論申スマデモナイコトデアリマスル、ソレ故ニ政府ハ木法案ノ如ク帝國ト外國トノ間ニ於キマスル各港、又外國内ノ諸港ニ於キマスル所ノ各港ニ往復シマスル我船舶デアルナラバ誰彼ヲ問ハズ、決シテ航路ヲ定メズ、又一定ノ里數速度ヲ定メズ、航業者ガ到ル所ニ任せマシテ、航業ノ進路ヲ定期スル、ソレハ一ハ一般ノ獎勵法アリマスルシ、二ハ特別獎勵法アリマスル、此一般ノ獎勵法ハ木法案ニ依テ施行致シマシテ、是ニ依テ其結果ヲ望ム譯デアリマスル、又特別獎勵ノ事ニ關シマシテハ是ハ一ノ航路ヲ指定致シマシテ、サウシテ發著ノ時間ヲ極メ、船ノ噸數及遠力ヲ定メマシテ、定期ヲ以テ航海ヲ致サセマスル、此航路ノ難易ニ依リマシテ相當ノ補助金ヲ下付ス、テ居リマセヌナレド

モガ、此特別助成法モ施行致シマシテ海外ニ航路ヲ定ムル積リデアリマス、
其大要ノ所ニ於キマシテハ濱州、孟買、浦潮斯徳、くるさこッヘ、此四箇所ニ
指定ヲ定ムル積テアリマス、是ニ向テ特別獎勵ヲ行フコトデアリマスル、サ
ウ致シマシテ一般ノ獎勵法ト特別獎勵法ヲ併セ行ヒマシテ、愈益、帝國ノ
航業權ヲシテ海外ニ伸張シ、以テ國家全般ノ此經濟ノ發動ヲ助ケルト云フ所
目的デアリマスル、諸君、願クハ此法案ヲ速ニ議了ニナリマシテ偏ニ通過
シタ中ニモ卽チ一般ノ獎勵、特別ノ獎勵、又此造船ノ獎勵ノ事ニ就イテ其事ヲ
載セテアリマスル通デゴザリマシテ、是ハ航海ノ獎勵ヲ致スニ就キマシテハ、
ニナツテ居リマス、一應之ヲ見マスルト頗ル多ク船舶ガアルト云フト云フコト
ドウ致シマシテモ此造船ニ於テモ獎勵ヲ爲サンニヤナラスト云フコトガ必
要デアリマスル、先刻述ベマシタ通帝國ノ船舶ハ成程二十七年末ノ統計ニ
依リマスルト千四百六十五艘、又二十万四千八百二十六噸ト云フ大キナ數
ニナツテ居リマス、其噸數ハ十三万九千三百十噸デゴザリマス、是
ニ就イテハ、甚ダ見ルベキモノガアリマスルガ、之ヲ分析シマシテ此船ハ何レ
ノ國デ造タカ、或ハ又内國デ製造シタカト云フコトヲ鑑別致シマスルト、其
大部分ト云フモノハ外國ヨリ購入シタモノデアリマスル、即チ外國ノ製造ニ
係ツタモノデアリマシテ、内國ノ製造ハ極メテ少ウゴザリマス、今最近五箇
年ニ登録シマシタ船舶ノ數ニ依ツテ見マスルニ、内國ノ製造ニ係ツタモノガ
百十五艘アリマスル、此噸數ガ二万七千九百七十三噸、又一艘ノ平均噸數ヲ
見マスルニ、僅ニ二百四十三噸ホカニナリマセヌ、外國ノ製造ニ係ツタモノ
ハ七十一艘デゴザリマス、其噸數ハ一千噸未満ノ船ハ内國デモ多ク製造ヲ致シマス
ハ一艘ノ平均ヲ見マスルト千九百六十二噸、殆ド一千噸ノ平均ニナリマス
ル、サスレバ内國デ製造シマスルモノハ誠ニ小船ト云フコトハ分リマスル、且ツ
外國デ製造スルモノハ大船デアルト云フコトハ明々瞭々デアリマスル、且ツ
又實例ヲ以テ見マシテモガ、一千噸未満ノ船ハ内國デモ多ク製造ヲ致シマス
ルガ、一千噸以上ノ船ハ今日マデ僅ニ一二艘ホカハ内國ノ製造ニ係ツタモノ
ハゴザイマセス、斯ウ云フ造船ノ有様デゴザリマスカラ、此獎勵法ヲ施行シ
マスルト共ニ造船ノ獎勵ヲ行ヒマシテ、サウシテ相俟ツテ宜シク海運ノ事業
ヲ發達スルト云フコトノ必要ガゴザイマスル、若シ獎勵法ノミヲ行ヒ、造船
法ヲ行ハザルニ於テハ甚ダ歎ハシキ状況ヲ呈スルコトハ必然デゴザリマシ
テ、船ヲ買ヘバ悉ク外國ニ之ヲ仰グト云フコトガ到來致シテ來マスル、故ニ
造船ノ獎勵モ致シ、航海ノ獎勵モ致シテ、而シテ造船ノ獎勵ト航海ノ獎勵ト
併行致シマシテ、國家ノ發達ヲ期スルト云フコトガ誠ニ必要ト思ロマス
ル、諸君、此法案ハ航海獎勵法案ト併行ヲ要スルコトハ、前申シタ通最モ必
要デアリマスカラ、共ニ本院ヲ通過シテ速ニ此事ノ實施ヲ要スルヤウニナリ
タイト云フコトヲ、誠ニ切望致ス次第デアリマスル
○吉本榮吉君(八十一番)質問ガアリマスル、此航海獎勵法案ノ第一條ヲ見
マスレバ、第二條、第三條ニ觸レザルモノニシテ自己ノ所有ニ專屬シ帝國船
籍ニ登録シタル船舶ヲ以テ帝國ト外國トノ間、又ハ外國諸港ノ間ニ於テ貨物
旅客ノ運搬ヲ營業トスルモノニハ、此法律ノ規程ニ依テ獎勵金ヲ下付スルト
云フコトニナルヤウデアリマスガ、サウデアリマスカ、是ガ一ツ、ソレカラ
第三條ノ製造後、五箇年間ヲ經過セザルモノハ航海獎勵金ヲ得ルコトヲ得ル
ノニ、第一ニ於テ五箇年ヲ經過スル外國製造ノ船舶ハイカナイト云フコト
ハドウ云フノデアルカ、此第三條ノ第一ノソレカラ第十條ニ於キマシテ

航海獎勵金ヲ受ケテ航海スル期間ニ於テ外國人ヘ賣渡スコトハ出來ヌト云フ
ノハ分^ジテ居リマスガ、其航海スル期間ヲ終^ジテモ五箇年間外國人ニ賣渡等
ハ出來ヌト云フヤウニ見エマスガ、此五箇年間ト云フ年間ハドウ云フ譯デ五
箇年トシタノデアリマスカ、御答辯ヲ願ヒタウゴザイマス

○吉本榮吉君（八十二番）第一條ヲ見マスルト、第二條ト第三條ニ觸レザル
船舶ナラバ此船舶ヲ指サズ又何所有者ヲ指サズ、如何ナル——何レノ船舶ニ
テモ、何レノ船主ニテモ、此第一條ノ航海ヲ營業トスル者ニハ航海獎勵金ヲ
下付スルト云フ譯デ、此船舶ノ所有權ハ一個デナク……

示シタノデアリマスカラ、凡ソ帝國臣民又ハ帝國臣民ノミヨ株主トスル會社ノ所有船デ、帝國ト外國トノ間、又ハ外國諸港ノ間ニ此通ニ營業シテ居ルキノナレバ、其船舶ニ對シテ獎勵金ヲ下付スル、サリナガラ其船舶ノ資格ハ詰リ第二條以下ニ規定シテアルノデアリマス、ソレデ第三條デ五箇年ヲ經過シタ外國……

○吉本榮吉君（八十二番）　今政府委員ノ言ハレタ事ハ固ヨリ分ツテ居ル、サ
ウ云フ譯ダカラ如何ナル船モ、如何ナル人デモ、船ヲ極メズ、人ヲ極メズ、誰
ニデモ此第一條ノ營業ヲスル船ニハ下付スルノアリマスカト云フノデス
○政府委員（佐藤秀顯君）其通りアリマス、第三條ノ五箇年ヲ經過シタ外
國製造ノ船舶ハ、此法律ヲ施行以後ニ帝國船籍ニ登録スルモノハイケナイ、
サリナガラ法律施行以前ニ買ツテアルモノデアルナラバ、十五箇年ノ齡ニ達
ケレハ、獎勵ノレ、云フ取締アリマス

○吉本榮吉君(八十二番) ソレダケノコトハ分ツテ居リマスガ、十五箇年經過シナイ……五箇年間經過シタモノデ、マダ十箇年ノ間使用ガ出來マスルデ
何故ニ五箇年間經過シタモノハ用ヒヌト尋ネタノデアル
○政府委員(佐藤秀顯君) ソレハ詰リ新シイ船ヲ買ハセヤウト云フダケノ趣意デアリマス、ソレカラ第十條ノ賣渡、貨渡、交換、贈與以下ノ事ヲ五箇年ノ間止メマスノハ、詰リ名ヲ邦人ニ假リテ外國人ノ利得トナルト云フヤウナ弊害ヲ防ギマスノニハ、是ヨリ外ニ手段ガナイト認メマシタバカリノ意デアレゾダアリマス

○真下町十郎君（一百四十一番）政府委員ニ少シ聽キタイト思ヒマスルガ、私ノ聞く所ニ依テ見マスレバ、此船ノ多クナツト云フコトハ、是ハ先程御述ニナツタ次第デゴザイマセウ、又況ヤ此日清開戦ノタメニ又非常ナ増加ヲシタト云フコトハ承知シテ居ルコトデゴザイマス、然ルニ此船ハ十五箇年ノ後ヲ經タ所ノ船ハ獎勵案ニゴザイマスル通シナイ——補助ヲシナイ、又此船籍登録ノ際製造後五箇年ノ後デゴザイマスルモノハセヌト、或ハ斯ウ云フコトデゴザイマスルト云フト、ナカノヽ其容易ニ航路擴張ト云フコトハ出来ヌ、十分早クセニヤナヌト云フ必要ガゴザイマシテモ、容易ニ擴張ガ出来ヌト云フ傾ハアリマスマイカ、ダカラ早クシマスルニハ寧ロ少シ不完全ノ船デアツテモ、年限ヲ期シマシテサウシテ其補助ヲ致シテ、速ニ擴張ヲスルト云フ風ニナツタ方ガ宜カラウカト思ヒマスガ、併シ政府ニ於テ確ニ見ル所ガゴザイマスルナラバ……或ハ彼ノ郵船會社ノ如キハ孟買マデ航行ガ進ンデ居ル、斯ウ云フ今日ハ有様デアルガ、先程御述ノ通五箇年ノ後……或ハ直チニ擴張ニナルト云フノデアルカト云フコトヲ承リタイ

- 政府委員(佐藤秀顯君) 御答致シマス、詰リ舊イ船デアリマスレバ既ニ多
年用ヲ辨シテシマツテ、買入レマスニモ代價ハ無論安クモアリ、又十五年ヲ
過ギマスレバ大修繕ト云フモノヲ加ヘナケレバ殆ド使ハレナイト云フ位ノモ
ノデアリマスカラ、十二年乃至十五年間ハ船ノ一生ニ一番使ヒ宜ク、又仕事
ヲスルニモ最モ適當シタモノニアリマス、ソレデ其間ニ保護サヘ加ヘマスレ
バ、航海ノ發達ヲ望ムノニハ十分デアルト認メテ規定シタノニアリマス
- 真下珂十郎君(二百四十二番) サウシマスルト：
- (此時) モウ分ッタト呼フ者アリ
- 恒松隆慶君(五十番) 最早本案ハ委員ニ付託セシコトヲ希望致シマス
(此時新井毫君質問ガアリマス)ト呼フ
- 恒松隆慶君(五十番) 最モ本案ハ重ナル問題デゴザイマスデ、ドウカ十八
名ノ委員ニ委託サレンコトヲ希望致シマス
- 議長(楠本正隆君) 新井毫君……
- 新井毫君(四十八番) 此航海、造船ノ兩法案ハ此日本ニ取ヲテハ最モ必要
ナ法案アルト認メル、併シ年來此商事會社ニ取テハ保護政策ノ結果カラシ
テ、又實驗上……出來テ居ル、就イテツ明瞭ニ當局者ニ尋ねテ置キタイノ
ハ、航海獎勵法案ノ十七條ニ「商事會社ニ在テハ其各條ニ掲タル所爲ヲ爲シ
タル業務擔當ノ任アル社員若クハ取締役ニ之ヲ適用ス」ト云フコトガアル、
又造船獎勵法案ニモ同ノ……同様ノ明文ガ掲ゲテアリマスガ、若シ此法案
ヲ通過シテ實行シタ時ニ其商事會社ニ於テ間違ノ生ジタ時ニハ業務擔當ノ任
ニ在ル社員若クハ取締役トアルノハ何デアリマスカ、或ハ業務ニ關係ノナイ、
社員ト取締役全體ニ之ヲ適用スルノデアリマスカ、或ハ業務ニ關係ノナイ、
或ハ取締其他ノ者ニハ構ハナイト云フ法案ノ精神デアリマスカ、承ッテ置キ
マス
- (政府委員遞信省管船局長佐藤秀顯君演壇ニ登ル)
- 守屋此助君(百五十六番) 此案ト相俟テ效用ヲ爲スト云フコトハ、如何ニモサウデゴザイマセウ
然ル所ガ、造船ノ方ハ法律ノ行レル期限ガ二十箇年ニ限リアル、ソレカラ
コクチノ航海獎勵法案ノ方ハ、行ヒ始メル日ダケアツテ、何年間行フト限ッ
テナイ、造船ノ方ハ二十年間ト限リテゴザイマス、此區別ヲ立テタ譯合ハド
ウ云フ譯デアルカ
- (政府委員遞信省管船局長佐藤秀顯君演壇ニ登ル)
- 守屋此助君(百五十六番) 一寸御問ヲ致シマス、航海獎勵法案、造船獎勵法
案ト相俟テ效用ヲ爲スト云フコトハ、如何ニモサウデゴザイマセウ
然ル所ガ、造船ノ方ハ法律ノ行レル期限ガ二十箇年ニ限リアル、ソレカラ
コクチノ航海獎勵法案ノ方ハ、行ヒ始メル日ダケアツテ、何年間行フト限ッ
テナイ、造船ノ方ハ二十年間ト限リテゴザイマス、此區別ヲ立テタ譯合ハド
ウ云フ譯デアルカ
- 政府委員(佐藤秀顯君) 造船獎勵法ノ年限ヲ限リマシタノハ、詰リ船ヲ造
業務擔當ノ任アル社員若クハ取締役ニ之ヲ適用スルノデアリマスカ、或ハ業務ニ關係ノナイ、
或ハ取締其他ノ者ニハ構ハナイト云フ法案ノ精神デアリマスカ、承ッテ置キ
マス
- 守屋此助君(百五十六番) 分リマシタ
- 吉本榮吉君(八十二番) 矢張是ハ九名ノ委員デ、議長ノ指名ニシテ、ソレ
ニ異議ナシト認メマス
- (「異議ナシ」と呼フ者アリ)
- 議長(楠本正隆君) 日程ヲ終リマシテ、明日ノ議事日程ヲ報道致シマス
(佐脇書記官朗讀)
- 議事日程 第八號 明治二十九年一月十五日(水曜日)
- 午後一時開議
- 第一 明治二十八年勅令第九十二號(政府提出)
- 第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第三 理事ノ恩給及遺族扶助ニ關スル法律案(政府提出)
- 第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第五 清國償金ノ一部ヲ以テ普通教育ノ基本ト爲スノ
建議案
- 第六 鐵道敷設法中改正法律案(四月右内君提出)
- 議長(楠本正隆君) 是ニテ散會ヲ報ジマス
- 午後二時二十七分散會

- 守屋此助君(百五十六番) サウスルト云フト、日本國ハ國ノアラン限り、
航海者ト云フモノハ孰モ利益ヲ與ヘルト云フ今ノ政府ノ考デスナ
○政府委員(佐藤秀顯君) イヤ、ソレハ自ラ此獎勵法ヲ必要トシナイ時代モ
- 守屋此助君(百五十六番) モウ一つ問フテ置キマス、斯ウ云フコトヲスル
ニハ斯ウ云フ獎勵金ヲヤルト云フコトガアツタナラバ、航海ヲスル人ハ將來
受ケル一ノ約束ノ法律ヲ政府ガ拘ヘテ置クト、ソレヲ途中テ政府ガ今カライ
ヤダト云フナラバ、何時デモ止メルコトガ出來ルト云フ見込デゴザイマスカ
○政府委員(佐藤秀顯君) サウデナインデゴザイマス一方ハ二十箇年ニ限ッ
テ置ケバ二十箇年ノ間ニ造ツタ船デアルナラバ均シク保護ヲ受ケラレルケレ
ドモ、一方ノ方ハ年限ヲ限ルト云フコトニナレバ其初年度ト五年目ト十年目
トハ皆保護ノ區別ガ出來テ來マス、カラシテ此方ニハ年限ヲ限ルコトガ出來
ナイ
- 守屋此助君(百五十六番) ソレ故ニ、國ノアラン限ハ保護スルカト問フノ
デアリマス
- 政府委員(佐藤秀顯君) サウ云フ質問デアルナラバ、詰リ必要ノアル間ハ
ドコマデモ此法律ヲ施行シナケレバナラヌト御答ヲスルヨリ外ハナイ
- 守屋此助君(百五十六番) 分リマシタ
- 小室重弘君(八十八番) 今五十番デゴザリマシタカ、十八名ノ委員ト云
フ說モアリマシタガ、十八名ノ委員ハイリマスマイカラ、矢張九人デ宜カラウ
矢張九人デ宜カラウ
- 議長(楠本正隆君) 卽チ第二十選舉ノ件ニ移リマス
- 議長(楠本正隆君) 即チ第二十選舉ノ件ニ移リマス
- 議長(楠本正隆君) 日程ヲ終リマシテ、明日ノ議事日程ヲ報道致シマス
(佐脇書記官朗讀)
- 議事日程 第八號 明治二十九年一月十五日(水曜日)
- 午後一時開議
- 第一 明治二十八年勅令第九十二號(政府提出)
- 第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第三 理事ノ恩給及遺族扶助ニ關スル法律案(政府提出)
- 第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第五 清國償金ノ一部ヲ以テ普通教育ノ基本ト爲スノ
建議案
- 第六 鐵道敷設法中改正法律案(四月右内君提出)
- 議長(楠本正隆君) 是ニテ散會ヲ報ジマス
- (特別委員)
- 第一讀會
- 第一讀會